申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		居住環境向上用途誘導地区内の建築物の高さの適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第６０条の２の２第３項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	
	設定等年月日	年　月　日設定（　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	年　月　日設定（　年　月　日最終変更）